

### 第3章 総論 1 基金

#### 1. 各論のまとめ

基金の各論では、まず基金運用について検討し、続いて資金運用のための基金について36基金、定額資金運用のための基金について4基金を個別に検討している。その監査結果は以下の通りである。

各論 No	各論	意見	指摘
1-1	基金の運用	2	0
1-2-1	財政調整基金	1	0
1-2-2	県債管理基金	1	0
1-2-3	地域振興基金	2	0
1-2-4	地域医療再生基金	1	0
1-2-5	スポーツふくい基金	1	0
1-2-6	地域活性化基金	2	0
1-2-7	企業立地促進資金貸付基金	1	0
1-2-8	緊急雇用創出事業臨時特例基金	2	0
1-2-9	安心こども基金	1	0
1-2-10	緊急森林整備基金	2	0
1-2-11	高齢者保健福祉基金	1	0
1-2-12	介護保険財政安定化基金	2	0
1-2-13	中山間地域土地改良施設等保全基金	1	0
1-2-14	社会福祉施設耐震化等臨時特例基金	1	0
1-2-15	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	1	0
1-2-16	後期高齢者医療財政安定化基金	1	0
1-2-17	自然保護基金	1	0
1-2-18	災害ボランティア活動基金	2	0
1-2-19	雪対策基金	1	0
1-2-20	災害救助基金	1	0
1-2-21	環境保全基金	2	0
1-2-22	ワクチン接種緊急促進基金	1	0
1-2-23	教員指導力向上基金	1	0
1-2-24	国民健康保険広域化等支援基金	1	0
1-2-25	障害者自立支援特別基金	1	0
1-2-26	介護職員処遇改善等臨時特例基金	1	0
1-2-27	森林整備地域活動支援基金	1	0
1-2-28	科学技術振興施設整備基金	1	0
1-2-29	社会福祉施設整備事業等基金	1	0
1-2-30	地域自殺対策緊急強化基金	1	0
1-2-31	消費者行政活性化基金	1	0
1-2-32	児童福祉事業基金	1	0
1-2-33	新しい公共支援基金	1	0
1-2-34	高校生修学支援基金	1	0
1-2-35	科学学術顕彰基金	2	0
1-2-36	医療施設耐震化整備基金	1	0
1-3-1	市町振興資金貸付基金	1	0
1-3-2	土地開発基金	2	0
1-3-3	奨学育英資金貸付基金	2	0
1-3-4	石油備蓄基地被害漁業者救済基金	2	0

## 2. 基金の運用状況と改善点（意見）

### （1）基金の運用結果について

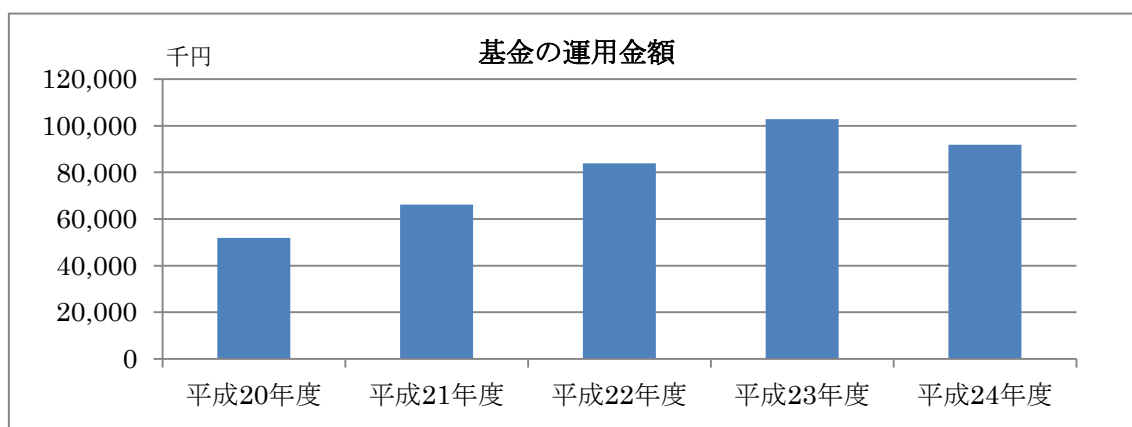
最近 5 年間における福井県の基金の運用金額、運用収益および運用収益率は次のとおりである。なお、基金の運用金額については平均残高により把握、分析することが合理的と判断したため、平均残高により記載している。

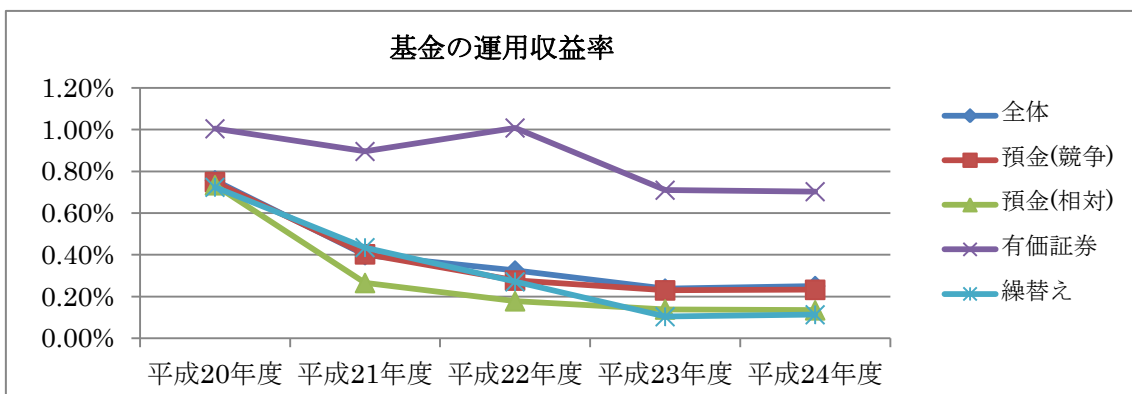
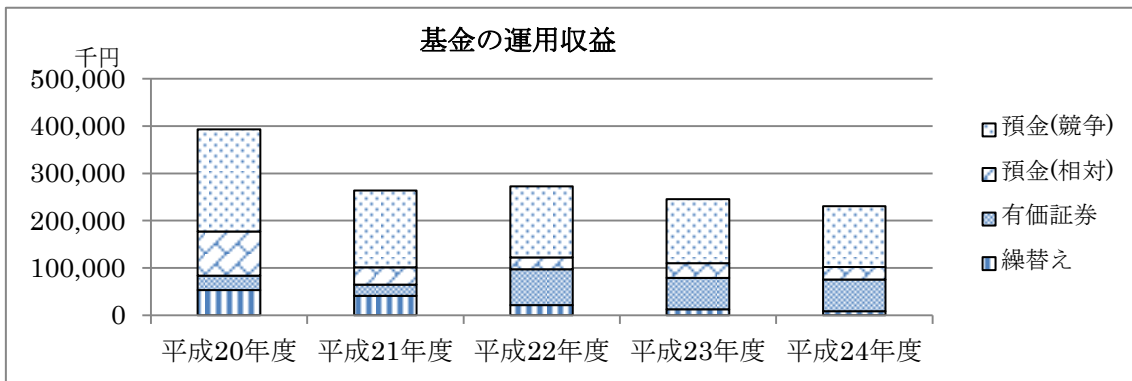
[運用金額、運用収益および運用収益率の推移]

単位：千円

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
運用金額	51,908,635	66,102,107	83,834,569	102,866,311	91,868,088
種類別内訳					
預金(競争)	28,853,083	40,354,548	54,097,742	58,681,327	55,224,492
預金(相対)	12,676,246	13,655,500	14,370,312	22,630,917	19,536,210
有価証券	3,077,221	2,667,783	7,499,062	9,300,323	9,517,524
繰替え	7,302,083	9,424,274	7,867,451	12,253,743	7,589,860
運用収益	393,045	263,871	272,592	245,226	230,454
種類別内訳					
預金(競争)	216,201	162,688	150,042	135,062	128,590
預金(相対)	93,054	36,282	25,592	31,380	26,327
有価証券	30,913	23,899	75,626	66,053	66,931
繰替え	52,876	41,001	21,332	12,729	8,604
運用収益率	0.757187%	0.399188%	0.325155%	0.238393%	0.250854%
種類別収益率					
預金(競争)	0.749318%	0.403147%	0.277354%	0.230163%	0.232850%
預金(相対)	0.734085%	0.265697%	0.178090%	0.138662%	0.134763%
有価証券	1.004600%	0.895864%	1.008474%	0.710229%	0.703248%
繰替え	0.724123%	0.435060%	0.271143%	0.103884%	0.113374%

注 預金（競争）とは、指名競争入札での預金による運用であり、預金（相対）とは、所管課により運用先の金融機関を指定した預金による運用である。また、繰替えとは福井県の内部で基金から一般財源として使用する資金へ振り替えることによる運用方法を意味している。





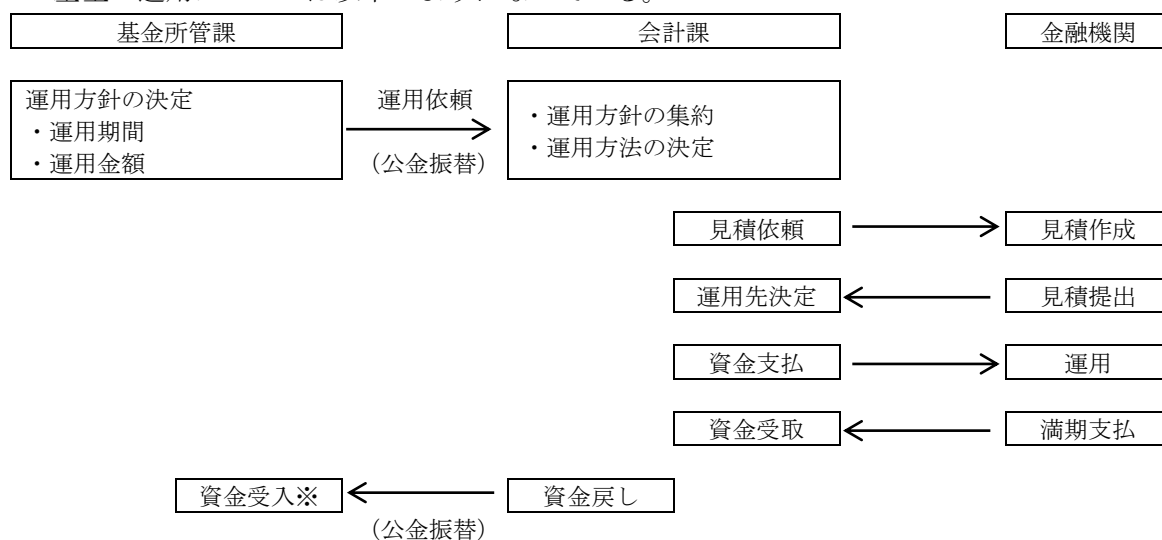
## (2) 外部監査の考え

基金の運用は、運用金額が増加しているにもかかわらず、運用収益率が低下しているため、運用収益は減少しているという結果となっている。これは、多分に外部環境の変化によるものであり、県の運用が間違っているというわけではない。県としては、まず安全性を第一に考えながら運用しており、外部監査としてもその方針に賛成である。基金の運用は、資金を積極的に運用して運用収益を上げるという考えではなく、遊ばせている資金をできる限りなくし、少しでも資金効率を上げるという考えにより行われているため、元本を毀損するリスクがある商品で運用することは前提となっていないためである。

・基金の運用に関して、安全性を第一としている県の方針は基金の運用という面から正解であるし、外部監査の考えと一致している。今後も、基金の運用に関してリスク資産を持つべきではない。

### (3) 基金の運用プロセスとその問題点

基金の運用プロセスは以下のようになっている。



上記のように県の決まりでは「基金所管課が会計課に運用依頼を実施する」こととなっている。その際、運用期間や運用金額といった運用方針は各所管課が行い、具体的な運用手段や、他の運用資金との調整は会計課が行っている。運用方針を各所管課で決定する点について、今後の基金の利用予定や積み増しの可能性など、基金の状況を一番理解しているのは基金所管課であり、合理的と言える。しかし、基金の運用はいわゆる余資運用であり、一定の専門性が要求される業務でもある。所管課で運用方針を決定するとどうしても運用の方針にばらつきが発生してしまう。

### (4) 外部監査の考え

基金はそれぞれに特徴があり、すべてを同じ考えで見ることができないものの、運用方針を横並びで検討する部署があるべきであるというのが外部監査の意見である。現時点では実際に運用を行っている会計局が担当するのが良いと考える。運用実施の際には、資金をある程度の規模にしたほうがより有利に運用することができることから、現在でも、運用開始時期などは会計局が主導している。また、一般会計の資金繰り次第では、繰替え運用を実施する必要もあるため、会計局が基金の運用をある程度管理した方が、県全体の資金効率は向上すると考えられる。

・基金の運用に関して、運用期間や運用金額などの運用方針について横並びで検討し、助言を行う体制を構築すべき。

### 3. 貸借対照表の計上額について（意見）

貸借対照表の計上額と、平成 24 年度末の基金残高は一致しない。これは、出納整理期間があるためである。福井県固有の問題ではないが、貸借対照表として計上すべき額がどうあるべきかについて、複式簿記導入において検討課題となる可能性が高い。なお、現在は出納整理後の基金残高を貸借対照表計上額としている。

・基金の貸借対照表計上額について、出納整理調整後にすべきか否かについて、今後検討課題となる可能性がある。

### 4. 基金を使った事業の成果確認と定期的な事業の見直し（意見）

#### （1）基金による事業の必要性と課題

行政機関が行う会計は単年度主義である。したがって、その事業も基本的には単年度ごとに取り扱われることになる。これに対し、基金は「年度をまたいで存在する」という特徴を持つ。単年度主義が必ずしも現実の産業や生活にはフィットしないという側面を見れば、その短所をカバーするため、基金を使った事業を行政機関がうまく利用していくことは自然なことであり、また、必要なことである。

しかしながら、基金による事業には、いくつかの課題も指摘されてきた。一般的に言われるのは「必要性が薄れた事業が漫然と行われている」という指摘である。基金を使用して行うことのできる事業の目的は条例で決まっているため、事業選定の幅は限られてくる。そうなってくると、基金事業の中には、必要性を失い、有効性が下がっているにもかかわらず、同じやり方のまま続けられる事業が出てこないとも限らない。他県の外部監査報告書の中でもこの点は、必ずと言ってよいほど指摘されている。

基金事業については、必ずその事業成果を測定して、その事業が基金の目的を達するのに最も良い手法であるかを確認しなければならない。思ったような成果が出ていなければ、すみやかな事業の見直しが必要である。基金事業の有効性は、事業成果の確認と定期的な事業の見直しこそがカギといえる。

・基金事業の有効性は、事業成果の確認と定期的な事業の見直しがカギ

#### （2）事務事業カルテの作成状況

福井県は、事業成果を確認するシステムとして事務事業カルテ制度を有している。事務事業カルテは、福井県が行っている事業につき、当該事業に指標を定め、直近 5 年間の成

果を数値で示すとともに、今後の方針を検討するものであり、福井県のホームページの中で、すべて公開されるものである。したがって、基金を利用した事業であっても、事務事業カルテが作成されている限り、事業成果の確認と定期的な事業の見直しがオートマチックに行われることになる。

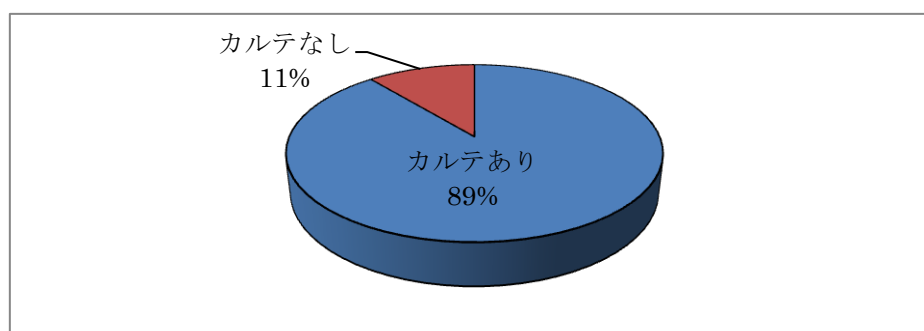
・事務事業カルテの作成は、結果として、事業成果の確認と定期的な事業の見直しがオートマチックに行われることにつながる。

そこで、外部監査では、基金事業の監査手続として、基金事業にかかる事務事業カルテの作成状況を確認した（それぞれの事務事業カルテについて、「ここが良い」、「ここが不満」といった内容は、各論にて述べているので、それらを参照されたい）。監査対象とした基金事業 208 件のうち、事務事業カルテが作成されていない事業は 22 件あり、それらの理由はつぎのとおりであった。

事務事業カルテが作成されていない理由	件数
施設の管理運営等で指標設定になじまないため	6
単発の事業で指標設定になじまないため	5
相談員等の人件費であり指標設定に不向きなため	4
単年度ごとに行う備品整備で指標設定に不向きなため	3
法令により実施するもので県の裁量の余地がないため	3
県の共同窓口を経由して納められた市町分の寄附金のため	1
合 計	22

※事務事業カルテが作成されていない基金事業については、他の資料の閲覧をもって、代替的監査手続とした。

[基金事業における事務事業カルテ作成状況]



### (3) 外部監査の考え

基金を活用した事業については、上記のとおり 89%の事業につき事務事業カルテの作成と公開が行われているものの、残る 11%の事業については、それぞれの理由によりカルテが作成されていなかった。確かに、事務事業カルテは一定のルールのもと作成されており、

事務事業カルテが作成されていなかった上記の事業は、いずれも、事務事業カルテを作成しなくてもよいケースに該当しているため、規則に違反している状態ではない。しかしながら、先に述べた基金事業の特性を意識し、基金事業をよりうまく展開するという考えに立てば、やはりカルテはあったほうがよい。事務事業カルテが作成されていない基金事業については、他の資料で成果を確認はしているが、カルテが県民への公開を前提としている点で、その有効性の差は大きい。基金事業については、上記のような通常はカルテを作成しないケースであっても、カルテを必ず作成すべきである。

・基金を活用した事業については、通常事務事業カルテを作成しないケースであっても、必ずカルテを作成すべきである

## 5. 基金規模の定期的見直しについて（意見）

### （1）基金規模見直しの重要性

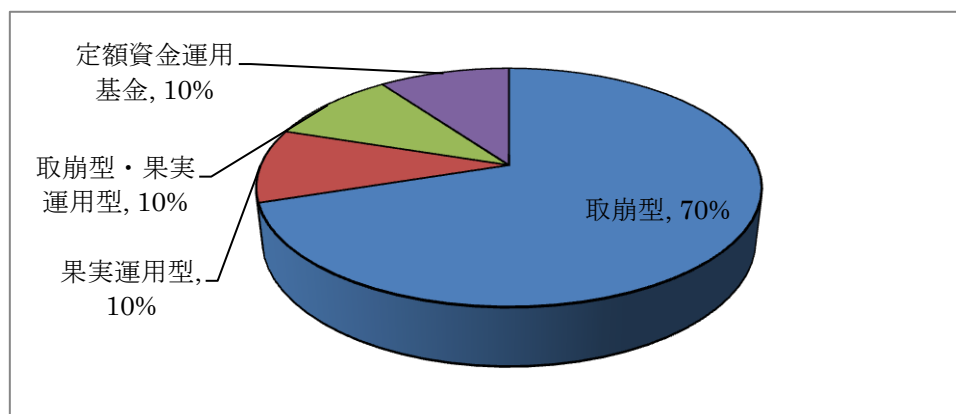
前述したとおり基金は「年度をまたいで存在する」という特性を持つ。したがって、基金によっては、かなり長期間にわたって維持されることになるものもあり、その結果、環境の変化に伴い基金の存在意義が薄れてきたにもかかわらず存続するといった事態も想定できる。基本的には、存在意義が薄まった基金はどこかのタイミングで廃止するべきである。廃止して、もっと必要な基金があれば、そこに回すべきである。ただし、現実的にそのタイミングを計るのは難しい。必要性があって設置された基金の存在意義が 0 になるようなことは考えにくいからである。外部監査としては、ここで重視すべきは「あり・なし」よりも、その基金規模であると考えている。定期的かつ頻繁に検討すべきは基金の規模である。仮に将来廃止するような基金であっても、段階的な基金規模の縮小があれば、よりスムーズである。極端なことを言えば、制度をそのまま残して、基金残高を 0 にしておくことの方が高い有用性を有するケースも考えられる。

・定期的かつ頻繁に検討すべきは基金の規模である。

### （2）基金規模の定期的な見直しが必要な基金

基金には資金積立のための基金と定額資金運用のための基金があるが、資金積立のための基金は、取崩型と果実運用型に分かれる（取崩型で果実運用型という基金もある）。現在、福井県が設置している基金は 40 あるわけであるが、その内訳は、取崩型 28、果実運用型 4、取崩型で果実運用型 4、定額資金運用のための基金 4 となる。

[基金の類型別割合・件数]



このうち、福井県の基金の中で大半を占める取崩型基金については、永続的に設置されるという意味合いのものではない。特に、金額的な面で大きなウエイトを占める国の緊急経済政策によって設置された基金については、取崩期限が2年～5年と定められており、その期間が過ぎれば基金は廃止される。もちろん取崩型の中にも「しばらくは存続する」ものもあるが、それらも基本的には、取崩によって規模は自動的に縮小する。定期的で頻繁な基金規模の見直しが3Eの視点からより重要となるのは、果実運用型、取崩型で果実運用型、定額資金運用基金である。これらについては、例えば、5年ごとに基金規模の抜本的な検討を行うべきであろう。

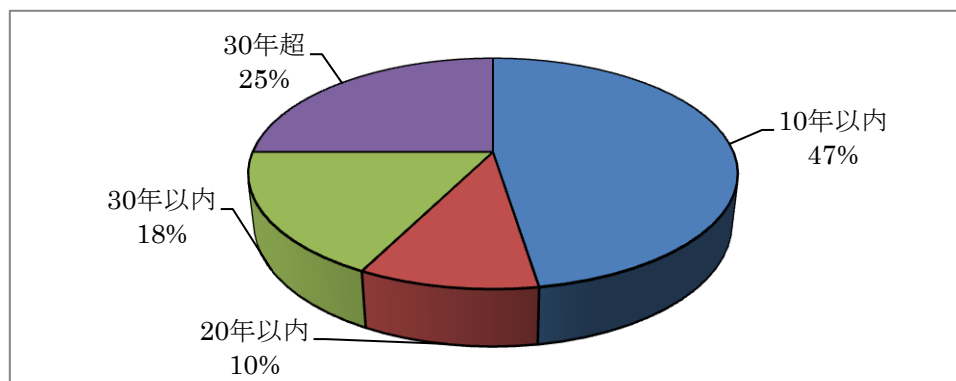
・基金規模の定期的見直しがより重要なのは、果実運用型などで、これらについては、随時基金規模の検討を行うべき。

### (3) 設置後、長期間経過している基金

福井県が現在設置している基金のなかには、設置後長期間経過しているものも少なくない。それら基金の規模は、設置当時としては、その目的に対して妥当なものであったかもしれないが、その後の経済成長や対象を取り巻く状況の変化などを考慮すれば、当時、想定したレベル感とちがっていることも想定される。基金規模はもっと小さくてよいかもしれないし、逆に大きくなければならないかもしれない。特に、設置後30年以上経過している基金(40基金中10基金)については、一度、福井県が想定しているレベルに基金規模があっているか検討してみるべきである。



[基金設置からの経過年数]



- ・設置後、長期間経過している基金がいくつかある。これらについては、その後の経済成長により、その基金規模が、当初の想定レベルと違っている可能性がある。

## 6. 基金制度と事業の相性による3E（意見）

基金制度というものが有している特性と事業との相性は、改めて整理しておくべきである。外部監査としては、「安定した将来見通し」が事業成果に影響を与えると見られるもので、緊急性が少なく、単年度の事業費がそれほど多額にならないものについては、基金事業、特に果実運用型の基金事業が有効であると考えている。例えば、林業対策や中山間地対策のように、事業規模は小さくとも、少しずつ、ゆっくりと時間をかけて成果をえなければならないような事業には、果実運用型の基金事業が向いている。これらの事業については、金額の多寡ではなく、むしろ長期間の安定したサポートを示すことが、成果につながる可能性がある。「現在サポートがあっても、いつそのサポートがなくなってしまうかわからない」状況が、その事業成果を得るために障害となるような場合、基金制度による事業の展開は、ひとつの選択肢となるであろう。

- ・3Eを得るため、基金制度と事業の相性を考慮すべきである。

## 7. 寄附金を財源とする基金について（意見）

「福井県は福祉・学術・災害対策についての寄附をもっと積極的に募ってもよいのではないか。」というのが外部監査の考えである。福井県は、県民の善意を引き出し、形にするのも重要な仕事のひとつと考えるべきである。基金には、任意のタイミングで善意をためこむことができるという機能をもっている（災害ボランティア基金のように、ナホトカ号

座礁や福井豪雨のときの寄附が、東日本大震災のボランティア活動に活用されるといった、時を経て寄附者の善意をかなり反映することができた例もある)。

福祉関連の基金や学術関連の基金の中には、篤志家の寄附からなっているものがいくつかあり、設置後も随時、寄附を受け入れているが、一般の人にはあまり知られていないせいか、それほど寄附は頻繁ではない。積極的なPRによって、実績を残しているふるさと納税のような他の事例を見る限り、これについても積極的にPRすれば、ある程度の寄附は集まるのではないか。寄附金を財源とした基金を活用した事業は、寄附者、福井県、事業の対象となる者のいずれにもプラスとなる3Eレベルの高い事業と判断できる。ラインナップをもう少し増やし、積極的に寄附を募るべきである。

・福井県は、福祉・学術・災害対策についての基金のための寄附をもっと積極的に募るべき。寄附金を財源とした基金を活用した事業は3Eレベルが高い。

## 8. 国からの交付金を財源とした基金事業について（意見）

国からの交付金を財源とした基金については、その設置期間が限られているのが通常である。特に、この5年間は国の緊急経済政策によって、多くの基金が設置されているが、これらは取崩期限が2年～5年で定められている。したがって、それら基金を活用した事業についても、基金の設置期間終了後は行われなくなることになる。

事業の内容を見ていくと、多くは、ある程度の期間集中して行えば、その後の継続的な効果も期待できるものである。これらについては、基金の終了と同時に事業も終了するのが合理的であるが、事業終了後にできるだけその効果を長続きさせられるような手を打っていけるかどうかは3Eのポイントとなる。一方、基金の終了と同時に事業を終了させることが合理的でない事業もある。いくつかの事業に関しては、国が基金終了後の方向性を検討しているということであるが、現に県民がある程度の利便性を感じているこれらの事業については、基金事業の終了後どういった方針で臨むのか、できるだけ早期に県民に説明すべきであろう。続けるか続けないか、いずれにせよ十分な費用対効果の分析とそれに基づく判断が必要である。

・基金事業の中には、基金の設置期間終了後にも継続すべきと見られるものがある。それらについては、十分な費用対効果の分析とそれに基づく判断が必要。

## 第3章 総論 2 出資金

### 1. 各論のまとめ

出資金の各論では、出資金を「株式」、「出資金」、「出えん金」に区分するとともに、それぞれを県の出資割合が25%以上か未満かに分け、検討している。なお、監査結果は以下の通りである。

各論 No	各論	意見	指摘
2	出資金の貸借対照表計上額について	1	0
2-1	出資割合25%以上の株式（概要）	0	0
2-1-1	敦賀港国際ターミナル株式会社	1	0
2-1-2	福井埠頭株式会社	1	0
2-2	出資割合25%以上の出資金（概要）	1	0
2-2-1	福井県道路公社	1	0
2-2-2	社団法人福井県畜産経営安定基金協会	1	1
2-2-3	一般社団法人福井県畜産協会	1	1
2-2-4	公益社団法人ふくい農林水産支援センター	1	0
2-3	出資割合25%以上の出えん金（概要）	0	0
2-3-1	財団法人足羽川水源地域対策基金	2	0
2-3-2	公益財団法人ふくい産業支援センター	1	0
2-3-3	公益財団法人福井県アジア人材基金	2	0
2-3-4	公益財団法人福井県国際交流協会	2	0
2-3-5	財団法人福井県産業廃棄物処理公社	2	0
2-3-6	公益財団法人福井県林業従事者確保育成基金	1	0
2-3-7	公益財団法人福井県文化振興事業団	1	0
2-3-8	公益財団法人福井県暴力追放センター	1	0
2-3-9	公益財団法人ふくい女性財団	1	0
2-3-10	公益財団法人青少年育成福井県民会議	2	0
2-3-11	公益財団法人福井県消防協会	1	0
2-3-12	公益社団法人福井県防犯協会	1	0
2-3-13	財団法人福井県企業公社	1	0
2-3-14	公益財団法人福井県労働者福祉基金協会	2	0
2-3-15	財団法人福井県内水面漁業振興会	1	0
2-3-16	公益財団法人福井県建設技術公社	1	0
2-3-17	一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター	1	0
2-3-18	一般財団法人福井県産業会館	2	0
2-3-19	公益財団法人福井県臓器移植推進財団	1	0
2-3-20	公益財団法人福井県下水道公社	1	0
2-3-21	公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター	2	0
2-4	出資割合25%未満の株式（概要）	0	0
2-4-2	勝山高原開発株式会社	1	1
2-4-3	わかさ大飯マリンワールド株式会社	1	0
2-4-4	フクイボウ株式会社	1	0
2-4-6	福井空港株式会社	1	0
2-4-7	株式会社嶺南ケーブルネットワーク	1	0
2-4-8	丹南ケーブルテレビ株式会社	1	0
2-4-9	さかいケーブルテレビ株式会社	1	0
2-4-10	美方ケーブルネットワーク株式会社	1	0

各論 No	各論	意見	指摘
2-4-12	福井ケーブルテレビ株式会社	1	0
2-5	出資割合 25%未満の出資金（概要）	0	0
2-6	出資割合 25%未満の出えん金（概要）	0	0
2-6-4	一般社団法人福井県繊維協会	3	0
2-6-5	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	1	0
2-6-6	一般財団法人 福井県労働者信用基金協会	1	0
2-6-10	一般社団法人 福井県織協ビル同業会	2	0
2-6-11	公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター	1	0
2-6-12	財団法人福井県野菜生産価格安定事業協会	1	0
2-6-13	一般財団法人福井県漁業振興事業団	1	0
2-6-14	財団法人日下部グリフィス学術文化交流基金	1	0
2-6-24	公益財団法人福井原子力センター	2	0
2-6-26	公益財団法人福井観光コンベンションビューロー	1	0
2-6-28	公益財団法人福井県アイバンク	1	0

注：監査手続を簡易的な内容にとどめた出資先は除いている。そのため、番号が抜けている所がある。

## 2. 出資割合の算定について（意見）

出資割合の算定は連結の範囲を決めるなど、民間の会計では非常に重要なものとなる。福井県においても、出資割合が 25%以上となれば、財政援助団体としての監査や所管課による検査が必要となるし、連結の範囲にも影響するため、重要な数値であると言える。当該重要な数値ではあるものの、地方公共団体会計として、その算定方法は詳細には決められていない。外部監査が合理的であると考え算定方法を以下に示す。

### （1）株式について

株式について、出資割合の算定は簡単であるしわかりやすい。出資先法人の議決権のある株式数を分母に、県の所有する株式数を分子にして算定すればよい。自己株式が存在する場合について注意を要するが、福井県でそのようなケースはなかった。

・株式会社の出資割合の算定においては、該当する法人の議決権のある株式数を分母に、県の所有する株式数を分子にして算定すべき。

### （2）出資金および出えん金について

地方公共団体において、出資割合の算定を困難としているのは出資金だけでなく、出えん金が含まれている点である。出えん金はそもそも民間でいう寄附金であり、本来持分はない。さらに、出資金、出えん金の出資先となる法人は公益法人等であることがほとんどであるが、公益法人等は持分が無い法人がほとんどであるため、そもそも出資割合を算定することが困難である。

福井県では、出資先管理の範囲を決定するため、一定の方法を定め、出資割合を算定する必要があり、出資先法人の基本財産を分母に、県の出資・出えん額を分子にして算定する方法を標準的な方法としている。

基本財産は法人の意思決定により増減することが可能なものである。そのため、基本財産を意図的に増減させることによって、県の管理方法が変更される可能性がある。これでは、安定的で、適切な出資先の管理はできないであろう。もちろん、県としては現時点で、そのような意図的な増減は認めていないし、実際起きてない。

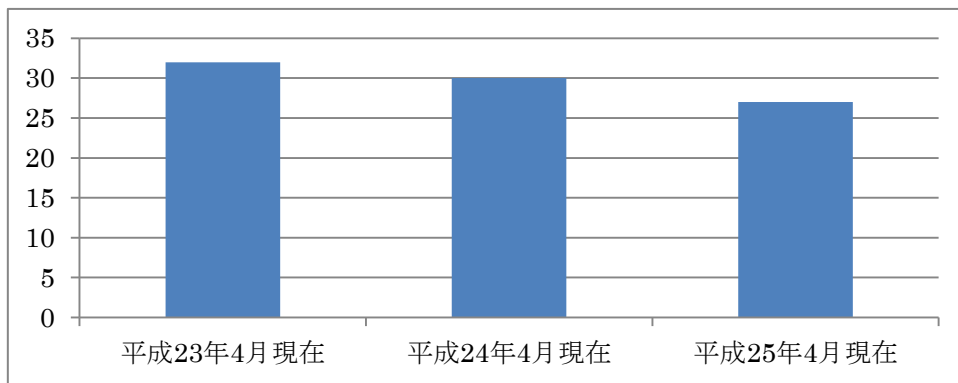
・公益法人という持分の概念がない法人に対する出資割合の算定であり、現在の算定方法でも問題はない。ただし、出資割合を変更する場合には十分注意することが必要である。なお、出資先法人の受入寄附の総額を分母に、県の出資・出えん額を分子にして算定する方法も考えられる。

### 3. 団体の整理統合状況について（意見）

福井県が、出資・出えんする団体としては、福井県と関連性の高い団体と全国的な団体とに区分できる。このうち、福井県と関連性が高い団体については、福井県は、第三次行財政改革実行プランに基づき、その整理統合を進めている最中といえる。ここ最近における団体の整理統合の状況は以下のとおりである。

[外郭団体の整理統合状況]

区分	平成 23 年 4 月 現在	平成 24 年 4 月 現在	平成 25 年 4 月 現在
25%以上の出資団体数	32 法人	30 法人	27 法人



[平成23年4月1日時点と平成25年4月1日時点での外郭団体比較]

平成23年4月1日現在		平成25年4月1日現在	
団体名	出資比率	団体名	出資比率
(財) 認知症高齢者医療介護教育センター	100.0	(公財) 福井県アジア人材基金	100.0
(財) 福井県企業公社	100.0	(一財) 認知症高齢者医療介護教育センター	100.0
(財) 福井県建設技術公社	100.0	(財) 福井県企業公社	100.0
(財) 福井県大学等学術振興基金	100.0	(公財) 福井県建設技術公社	100.0
(社) ふくい農林水産支援センター	86.5	(社) ふくい農林水産支援センター	86.5
福井県道路公社	85.7	福井県道路公社	85.7
(財) 福井県国際交流協会	80.5	(公財) 福井県国際交流協会	80.5
(財) 福井県産業廃棄物処理公社	77.7	(財) 福井県産業廃棄物処理公社	77.7
(財) 福井県林業従事者確保育成基金	75.7	(公財) 福井県林業従事者確保育成基金	75.7
(公財) ふくい産業支援センター	70.3	(一社) 福井県畜産協会	74.9
(財) 足羽川水源地域対策基金	66.3	(公財) ふくい産業支援センター	70.3
(公財) 福井県暴力追放センター	65.2	(財) 足羽川水源地域対策基金	66.3
(社福) 福井県福祉事業団	63.5	(公財) 福井県暴力追放センター	65.2
(財) 福井県文化振興事業団	62.8	(公財) 福井県文化振興事業団	62.8
(財) 福井県青少年育成一灯基金	50.8	(公財) 青少年育成福井県民会議	50.2
(財) 福井県下水道公社	50.0	(財) 福井県下水道公社	50.0
(財) ふくい女性財団	49.3	(財) ふくい女性財団	49.3
(財) ボーイスカウト福井連盟維持財団	47.9	(一財) 福井県産業会館	45.5
(財) 福井県産業会館	45.5	(社) 福井県畜産経営安定基金協会	45.2
(財) 福井県繊維産業振興基金協会	45.4	(公財) 福井県臓器移植推進財団	43.7
(社) 福井県畜産経営安定基金協会	45.2	(公財) 福井県生活衛生営業指導センター	40.0
(財) 福井県腎臓バンク	43.7	(公財) 福井県消防協会	37.9
(財) 福井県生活衛生営業指導センター	40.0	(公財) 福井県労働者福祉基金協会	36.4
(財) 福井県消防協会	38.1	(財) 福井県内水面漁業振興会	31.6
(財) 福井県畜産協会	37.9	福井埠頭(株)	31.0
(財) 福井県眼鏡産業振興基金協会	37.1	(公社) 福井県防犯協会	29.9
(財) 福井県労働者福祉基金協会	36.4	敦賀港国際ターミナル(株)	25.5
(財) 福井県骨材工業振興基金協会	32.6		
(財) 福井県内水面漁業振興会	31.6		
福井埠頭(株)	31.0		
(社) 福井県防犯協会	29.7		
敦賀港国際ターミナル(株)	25.5		

平成 23 年 4 月 1 日現在で 32 あった出資比率 25%以上の団体は、2 年後の平成 25 年 4 月 1 日現在で 27 まで減少しているが、福井県は今後さらに団体の整理統合を進める計画である。

これらの整理統合は、一連の公益法人改革を機会として行われたものであり、福井県としては、結果として整理統合のよい機会を得たといえる。また、整理統合の方向性や結果の見通しも外部監査の考え方と一致している。ただ、本来であれば、団体の整理統合は公益法人改革とは無関係に行わなければならないものであり、過年度の一定時期においては、不合理な状態が存在していたと言わざるをえない。

・出資・出えん団体の最近における整理統合状況は納得のいくレベルのものではあるが、これらのことは、今後も引き続き実施していくべきである。

#### 4. 出資団体の経営基盤強化について（意見）

##### （1）出資団体整理統合後の課題

福井県の主要な出資団体については、現在整理統合が進んでいる状況ではあるが、整理して残した団体に対しては、それぞれが自立して、それぞれの分野で福井県のために力をふるってもらわなければならない。福井県にとってはそのための出資である。ただ、その前提条件として、それぞれの団体に手堅い財政基盤が必要である。「団体の財政基盤が弱く、福井県が団体を財政的に支えながら団体の活動が継続される」といった形ではいけない。福井県の出資先に対する整理統合の姿勢は十分評価できるが、今後のことを考えると、それだけでは足りない。整理統合作業と並行して、団体の経営基盤強化を急がなければならない。

・主要な出資団体については整理統合を並行して経営基盤強化を急ぐべき。

##### （2）出資団体全般における財政状態

外部監査が、財務書類の分析を中心とした出資団体の経営状況の分析を重要監査手続と位置付けたのは、各団体の今後における継続的で自立的な活動の可否を確認するためである。それぞれの団体については各論にて述べているのでそちらを参照していただきたいが、現状において財政基盤が弱いといってよい団体もある。福井県が出資している団体は、当該出資の運用収益によって事業を行う財団タイプが主流であるが、こういった、運用収益に頼っている団体は、低金利状況のダメージを直接受けてしまっている。福井県としては想定外の事態かもしれないが、団体の中には、事業費捻出のため、基本財産の取崩しを余

儀なくされているところも出てきているのが現実である。

(参考) 運用環境のイメージ

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
預金金利					
1 か月以上 2 か月未満	0.387500%	0.119000%	0.065000%	0.045750%	0.042917%
2 か月以上 3 か月未満	0.553500%	0.214917%	0.099917%	0.083583%	0.085000%
3 か月以上 6 か月未満	0.535833%	0.319500%	0.230000%	0.224083%	0.252083%
6 か月以上 1 年未満	0.549083%	0.355667%	0.225833%	0.228417%	0.218417%
国債金利					
償還期限 5 年	0.982896%	0.647773%	0.420773%	0.380180%	0.201600%
償還期限 10 年	1.463066%	1.364816%	1.158545%	1.060355%	0.795668%

出典：預金金利について日銀 HP 預金・貸出関連統計よりデータ抽出。抽出条件は定期預金の預入期間別金利（新規受入分）預入金額 1 千万円以上 年度平均。

：国債金利について財務省ホームページの国債関連資料・データ 金利情報 過去の金利情報より発行金利データを入力し、年度平均値を算定した。

・団体の財政状態が悪化している主要な要因は低金利による運用収益の減少。

### (3) 運用収益に頼らない団体の財政基盤の強化

#### ①多くの団体において積極的に進めるべき会員数の拡大

福井県が出資している団体のうち全国的な団体でないものについては、出資と併せて補助金の交付や事業の委託を行っているケースもあるが、福井県としては、それら団体に対して「支出額は減らすが、より多くの成果を求める」という方針であり、財政的なプラスアルファの援助は想定していない。

団体の財政基盤を強化していくのにどのような方向性を持つべきか。収益事業で有力なものが確立できればそれに越したことはないが、それらの団体は、そもそも収益事業を行うに適した組織を有していないわけだし、それらの団体に対する住民の期待も収益事業ではない。そんな中、多くの団体で模索しているのが会員数（もしくは賛助会員数）の拡大である。会員数の拡大による会費収入は、経済状況に左右されにくい手堅い収入といえる。また、会員数の拡大は、団体事業の広がりや質の向上と密接な関係があり、単に収入源となるだけでなく事業成果と直結する可能性がある。場合によっては、会員数の拡大それ自体を事業成果と考えることができるケースさえある。

・財政基盤強化のための最も有効的な手段と見られるのは会員数の拡大

#### ②団体と所管課の協力体制

会員数の拡大には、まず会員数の拡大に対する団体の強い意思が必要である。現状を見ると、会員数の拡大に活路を見出して、会員の獲得に積極的になっている団体もあるが、



どうしていいかわからず戸惑っている団体もある。十分な運用収益を有し、福井県の関与が大きかった団体については、ある程度、受け身になっている現状もやむをえない面があるが、今後もそれでは困る。所管課は団体に対し、自立のための強い意思を持ってもらうよう熱意のある指導をしなければならない。外部監査は、前年度のテーマ指定管理制度にて、いくつかの団体と施設を監査しているが、結果を残した団体が主張していたのは「意識の変化」である。意識を変えることにより、団体の財政状態や成果は大きく変わる。福井県はこのことを団体の管理に際し、はっきりと認識すべきである。

会員数の拡大に対し、「会員として参加してくれる人たちに、なにもしてあげられない」という点が、会員拡大に消極的な理由」という団体も多いが、そういった課題に対しては、それぞれの団体の所管課も協力して、団体の会員となるメリットを十分に感じられるような方策をとるべきであろう。

・会員数の拡大には、団体と熱意と所管課の協力が不可欠

## 5. 団体が実施する事業の3E向上へ福井県としての関与について（意見）

福井県が出資（出えん）する目的は、出資先（出えん先）が行う事業の住民に対する効用である。福井県は、団体が実施する事業が福井県としての出資（出えん）の趣旨にあっているかどうかはもちろんのこと、その効用が出資額（出えん額）と見合っているかどうか、追加的なコストをかけずに事業の効果を高められないかの検討も必要である。詳細は各論にて述べるが、各所管課の主要な出資先に対する関与としては、「現状において、できるだけことはやってきている」という印象は受ける。ただ、その努力は所管課としての範囲にとどまる傾向にあり、所管を超えた連携、福井県全体としての後押しについては、明確に感じられるケースは少ない。

所管課の接し方によっては、団体の方が頼ってしまう状況もありうるが、今回の公益法人改革をきっかけとして、所管課としては、団体の特質や自主性をより尊重しつつ、事業の3Eをより意識してもらうようなサポートを行っていくとよいであろう。一方、所管を超えた福井県全体としての後押しについては、今後の可能性を残している。例えば、福井県が出資する他の団体との連携などは、これだけ多くの出資先を有しているわけであるから、意外な組み合わせの連携がありうるかもしれない。その場合、出資団体の全体を見渡せるのは総務部であり、総務部には、先に述べた出資比率の確認のみならず、事業の3E向上に対しても関心を払うべきというのが、外部監査としての意見である。

・団体が実施する事業の3E向上へ福井県としての関与としては、所管課を超えた福井県全体としての後押しに、今後の可能性を残している。

## 6. 総出資額のロケーションについて（意見）

出資金と出えん金のうち、出資金については、出資関係が終われば資金を引き上げるものであるが、福井県は、出えん金についても同様に考えており、実際に出えん金を回収している。当該、福井県の方針を外部監査としては支持しているが、「出えん金」という勘定は、寄附的な性質を持つものと一般的に解されているので、出えん先が、福井県の方針を理解しているかどうかは確認しておく必要がある。団体の方で「出えんだから返金しなくてもよいのではないか」という考えることがあるならば、返還されるはずの部分が毀損するケースもありえるためである。出えん先には、出えん金に関する福井県の方針を、今一度、はっきりと伝えておいた方がよい。

**・ 出えん金の回収方針については、出えん先との認識を一致させていくことが必要**

このように、出えん金についても、出資金と同様な取り扱いをするという方針を前提とすれば、出資・出えんの3Eに関して出資・出えん総額のロケーションという観点は大きくなる。出えん金の総額は極めて大きいからである。

「出資・出えん総額のうち、どこにどれだけ投下すると福井県にとって都合がいい」という視点を福井県は常に中長期的な検討課題として持つべきといえる。「選択と集中」という観点で見れば、十分にやっつけていける団体から資金を引き揚げ、財政力の弱い団体に投下するという考え方が基本になるからである。ただ、相手先の事情も考えなければならないし、行政機関は民間企業のように機動的にはいかない可能性もある。出資・出えん総額のロケーションは、総務部が全体を見回して、中長期的に検討を進めるべき課題といえる。

**・ 出えん金の回収方針を前提とすれば、出資・出えんの3Eに関して出資・出えん総額のロケーションは重要な中長期的検討課題となる**

### 第3章 総論 3 未収金

#### 1. 各論のまとめ

未収金の各論では未収金を県の管理区分別にそれぞれ個別に検討している、また、未収金の管理、回収に大きな影響を与えていると考えられる福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理についても県税の検討の次に検討している。なお、監査結果は以下の通りである。

各論 No	各論	意見	指摘
3-1-1	個人県民税	3	0
3-1-2	法人県民税	2	0
3-1-3	自動車税	1	0
3-1-4	不動産取得税	1	0
3-1-5	個人事業税	2	0
3-1-6	法人事業税	2	0
3-1-7	軽油引取税	1	0
3-1-8	料理飲食等消費税	1	0
3-1-9	特別地方消費税	1	0
3-1-10	福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理	6	0
3-2-1	児童福祉負担金（子ども家庭課）	1	0
3-2-2	児童福祉負担金（障害福祉課）	1	0
3-2-3	未熟児医療負担金	1	0
3-3-1	県営住宅使用料	2	0
3-3-2	河川海岸使用料	1	0
3-3-3	港湾使用料	2	0
3-3-4	児童福祉使用料	1	0
3-3-5	教育使用料	1	0
3-4-1	動物売払い料	1	0
3-5-1	不申告加算金、過少申告加算金、重加算金	1	0
3-5-2	放置違反金	1	0
3-5-3	貸付金元利収入	—	—
3-5-4	弁償金（敦賀市民間最終処分場行政代執行費用）	1	0
3-5-5	弁償金（硫酸ピッチに係る行政代執行費用）	1	0
3-5-6	違約金および延滞利息（土木管理課）	1	0
3-5-7	違約金および延滞利息（農村振興課）	1	0
3-5-8	退職年金返還金	1	0
3-5-9	心身障害児扶養共済掛金	1	0
3-5-10	補助金等返還金	1	0
3-5-11	児童扶養手当返還金	1	0
3-5-12	雑入民生費	1	0
3-5-13	雑入農林水産費	1	0
3-5-14	雑入土木費（道路保全課）	1	0
3-5-15	雑入土木費（土木管理課）	1	0
3-5-16	雑入土木費（砂防防災課）	1	0
3-5-17	雑入土木費（河川課）	1	0
3-5-18	雑入教育費	1	0
3-5-19	雑入警察費（交通規制課）	1	0

各論 No	各論	意見	指摘
3-5-20	雑入警察費（刑事企画課）	1	0
3-6-1	港湾特別会計	1	0
3-6-2	母子寡婦貸付金特別会計	—	—
3-6-3	中小企業貸付金特別会計	1	0

## 2. 債権管理業務専門セクションの必要性（意見）

### （1）未収金残高の状況（個別貸借対照表計上額ベース）と監査結果の分析

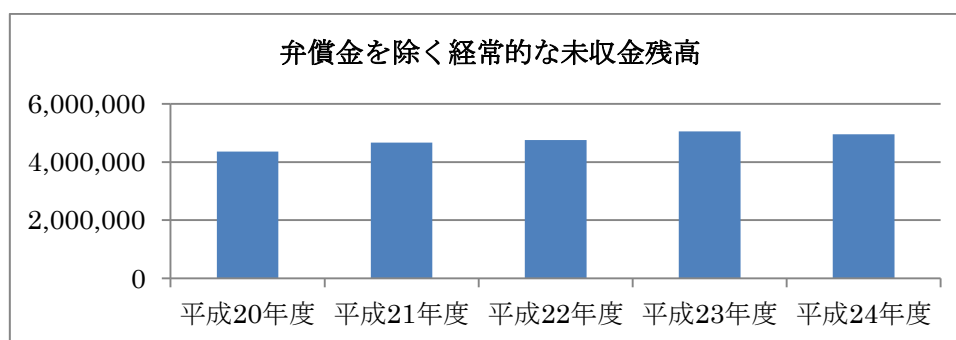
#### ①未収金残高の状況

第2章で述べたように、特殊な経緯で多額の未収金が発生していく敦賀市民間最終処分場行政代執行費用弁償金を除けば、福井県の貸借対照表上に計上される未収金の残高は、それほど大きな増加を見せていないように見える。ただし、経済が縮小しているという前提に立てば、「横ばい」は、事実上の「悪化」である。また、敦賀市民間最終処分場行政代執行費用弁償金を除いた未収金残高 4,948,081 千円は、他県と比較しても決して小さい額ではない。しかも、これはあくまで、福井県の個別貸借対照表計上分に限ったことであり、連結対象も含めて「福井県として回収に努めるべき未収債権」ということになれば、その対象額はさらに大きくなる。福井県が未収金を始めとする債権の回収管理に工夫と努力が必要なのは言うまでもない。

[参考・敦賀市民間最終処分場行政代執行費用弁償金を除く残高推移]

単位：千円

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計分	2,938,517	3,079,585	3,022,094	2,961,603	2,924,944
特別会計分	1,417,426	1,581,976	1,731,955	2,090,553	2,023,137
合計	4,355,943	4,661,561	4,754,049	5,052,156	4,948,081



#### ②監査結果をふまえた外部監査による状況の分析

では、福井県における債権管理業務の工夫と努力はどのようなものであったか。これは本年度の外部監査が未収金の監査において調査すべき重要事項のひとつであったが、最近では、特にここ2～3年の間で導入された債権回収の手法がある程度の効果を発揮している

ことが確認された（それぞれの内容については各論を参照されたい）。一方、監査手続の過程では、長引く不況により未収金の発生自体は増加傾向にあり、特に回収の困難性がより高い未収金の発生も確認されている。外部監査の見立ては、「未収金残高にそれほど大きな変動が見られないのは、これら2つの動きが現在均衡状態にある」であり、「福井県が債権管理業務につき、一層のレベルアップをしなければ、重大な事態に陥る可能性もある」である。

・債権管理業務におけるここ2～3年の取り組みには、かなり効果性の高いものがあったが、より一層のレベルアップがなければ、今後における未収金の増加傾向に対応できなくなる可能性がある。

## （2）公的機関の債権管理に必要なことと外部監査が懸念している重大な問題

### ①公的機関の債権管理に必要なこと

公的機関の債権管理に要求されることは民間企業のそれとはかなり異なる側面を持つ。外部監査として福井県の債権管理業務について検討を行う際にも、そこは十分に確認しておく必要があるが、それは一言でいえば「公平性」である。その公平性とは、おおまかに言って2種類。一つは非債務者と債務者、つまり、「期限までにちゃんと払っている人」と「期限までに払わなかった人」との公平性、もう一つは債務者間の公平性である。少し極端な言い方をすれば、前者から導き出される答えは「どんなに少額であっても、どんなにコストがかかっても回収ができる限り努力を続ける」ということになり、後者から導き出される答えは「回収が容易な人に対しても回収が困難な人に対しても、同じような方向性で臨まなければなければならない」ということになる。ただし、現実には、経済性や効果性を犠牲にしてでも公平性を守るという方向性には限界があるので、どこかで妥協点を見出さなければならないが、その判断基準は民間企業のように明快ではない。

### ②外部監査の懸念

公的機関は、その債権管理にもっとも要求されることを「公平性」と考えるべきであり、実際にそういった姿勢で事に臨んでいるはずである。外部監査もこの点については、全く同じ立場をとっており、福井県各所管課の債権管理業務につき公平性が十分に確保されたものかどうか監査の過程で確認すべき内容と位置付けた。各論において「債権管理は適正に行われていた」という記載がなされていれば、当該事項が確認されたと考えていたが、同時に監査の過程では、現場における債権管理業務の困難性が増していることも実感した。

そもそも、各所管課の担当者は債権管理を専門に行う職員ではない。外部監査としては、その段階ですでに3Eに適っていないと判断するが、最近における債権管理業務の困難性

は以前とは同じではない。過去の状況と比較して、債務者数や債権額が増加していない部署であっても、一つ一つの債権が質的に困難性を増せば、その結果は、「債権回収コストの増加」か「債権回収実績の低下」か「本来業務への負の影響」のいずれか（もしくはその組み合わせ）になっているはずである。外部監査として、この中で特に問題視しているのは、本来業務への負の影響である。前 2 者がある程度数値で捉えられることが可能であるのに対し、債権回収業務が本来業務へ与える負の影響は見えにくい。債権管理業務に引っぱられ、知らない間に本来業務の質を大きく下げているという事態もありうる。

・未収債権の増加と困難性のアップは、債権回収コストの増加、債権回収実績の低下、本来業務への負の影響は避けられない。なぜ、「避けられない」のかといえば、民間企業と異なり、公的機関に要求される債権管理の基本姿勢は「公平性」であるからである。

### （3）外部監査の考え

#### ①外部監査としての提案

「福井県が現在直面している（もしくは将来直面する）困難な事態に対しては、ある程度の専門性が効果を発揮するはずである。」これは、債権管理業務だけでなく、福井県の業務全体を見回しての外部監査としての考えである。また、債権管理業務の量的拡大と質的困難性の拡大は、各部署において本来業務の質を下げるリスクがある。

ここから導き出される外部監査としての意見は当然「債権管理業務を専門に行うセクションが必要である。」となるが、もう少し丁寧な言い方をすれば、「債権管理業務を専門に行うセクションが必要な時代にさしかかっているので、税務課納税推進室で指導助言を行うという現在の税外未収金対策を強化する形で、はっきりと債権管理セクションとして位置付けるべきである」となる。

・県にも債権管理セクションが必要な時代にさしかかっている。税務課納税推進室で指導助言を行うという税外未収金対策を強化する形で（もしくは他に設ける形で）債権管理セクションとして位置付けるべき

#### ②債権管理セクションの現状と評価

債権管理セクションというはっきりとした位置づけではないが、福井県において県全体の未収債権を把握している機関といえば、納税推進室がこれに該当する。

納税推進室は、税務課の一部門であるが、税外未収金対策も行うセクションとして平成 18 年度に設置されている。具体的には、各所属における税外未収金の状況について集計し、未収金対策に関する指導や助言を行う役割を担うセクションである。

毎期の各所属における税外未収金の状況把握とそれに基づく助言や各種回収方法や不納欠損事例の紹介、徴収対策マニュアルや債権放棄の事例について紹介といった各所属担当者への説明会の実施は、それだけを見れば物足りないようにも感じられるかもしれないが、外部監査としては、これだけでも平成 17 年度以前と比べれば大きな進歩と考えているし、実際には有効性も高かったと判断している。それは、各所属担当者への意識へのアプローチという側面である。

福井県全体の税外未収金を把握しているセクションを作り、未収債権対策に福井県全体として取り組もうという姿勢を示すことは、「各所属担当者の未収債権に対する不安を取り除き、前向きな意識に変える」ことに大きな力を発揮したはずである。これがなければ、最近 5 年間の未収債権残高の増加を（どうにもならないものを除き）抑えられてはいないと考えるべきである。外部監査は監査手続の中で、各所管課の納税推進室への評価として、「最初はなれない感じだったが、最近は頼りになる」という見解を聞いているが、事実そういうことであろう。7 年活動が続ける中で、セクションとしてのノウハウの蓄積や専門性が積みあがってきている。それに伴い、信頼度も増してきている。さらに一步、踏み出しなくてもよいタイミングではないか。

・平成 18 年度における納税推進室の設置は、その後の未収金残高の増加傾向を抑制するのに効果があったと判断できる。

### ③外部監査の具体案

外部監査としては、福井県が納税推進室を設置し、税外未収金対策も行うとしたことと、ここまでの当該セクションの役割については、評価しているものの、未収債権を取り巻く現在の状況と今後の展開を考えた場合、その機能強化は当然求められるべきと考えている。では、どこまでの機能強化がよいか。

現在、未収金の回収については、発生した各所管課が最後まで責任を持って行うこととされている。これによる利点は、所管課が未収債権の発生につき無責任にならないことや債権の内容につき詳細に知っていることであるが、先に述べたような欠点もある。利点と欠点の両方がある場合、どちらがより重要かとするべき方策は違ってくるが、これはまた、その時その時の外部環境・内部環境によって異なる。

外部監査としては、債権管理を各所管課が行うことを基本とするも（第一段階）、専門部署での管理が有利と判断できるものは債権管理セクションでの管理に切り替える（第二段階）方式がよいと考えている。二段階方式で、できるかぎりの「いいとこどり」を目指すのがよい。また、環境（外部・内部の両方）の変化を見ながら、対応を柔軟に変化させられることも利点となる。二段階方式は、実績が出ている福井県地方税滞納整理機構の考え方や手法を参考にするとよいであろう。債権管理セクションは、各所管課の債権の質に応じて、引き受ける案件の件数をある程度決めておくと、各所管課が努力不足と判断した場

合は引き受けない。そして、引き受けたあとの債権回収業務も各所管課への実践的な指導の場と位置付け、各所管課の債権管理能力向上も併せて目指すこととするのがよい。

ここまでの、外部監査の提案は、納税推進室の機能強化ということ为前提としているが、もちろん、税務課の外にこのような債権管理セクションを設置することも選択肢のひとつである。ただ、地方自治法により、県税に関しては必ず県税事務所が徴収しなければならないことを考慮にいれば、県税未収金と税外未収金の債権管理をなるべく近いところで行える点で、納税推進室を機能強化するという方策は、それよりも若干の有利性を持つ。

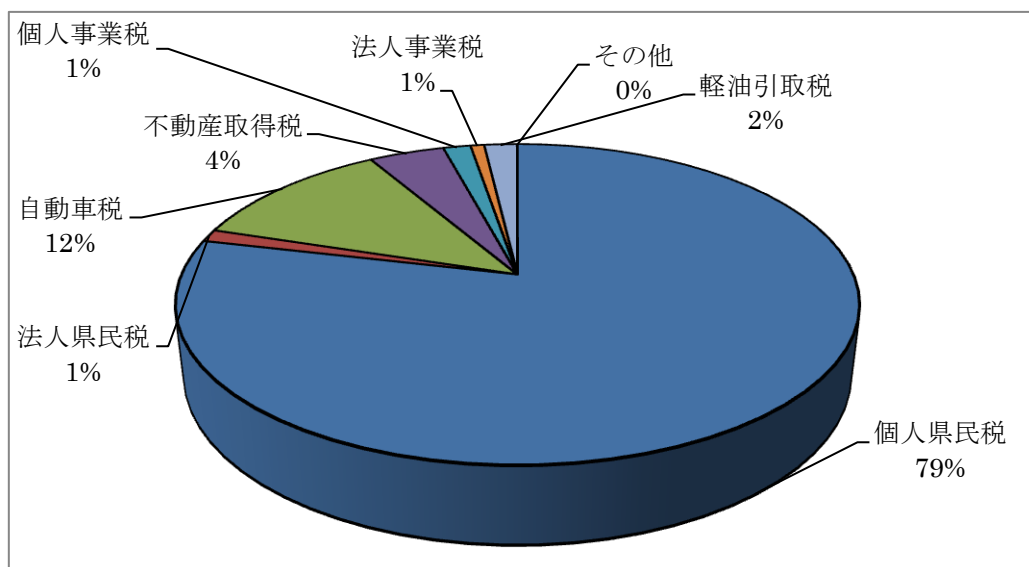
・外部監査が提案するのは、福井県地方税滞納整理機構を参考にした二段階方式。

### 3. 個人県民税滞納額の金額的重要性と福井県地方税滞納整理機構の強化について（意見）

#### (1) 個人県民税滞納額とその問題点

第2章で述べたとおり、個人県民税滞納額は民間最終処分場行政代執行費用弁償金を除けば、未収金で最大規模のものである。個人県民税が、県税の未収金額に占める割合は、平成24年度末で79%、福井県全体（ただし、単体の貸借対照表計上ベース）でも未収金の16%を占めている。個人県民税に係る未収金は、福井県にとって債権管理上、最大級に重要なものでありながら、福井県としては個々の債権については直接扱えるわけではない（地方税法第41条第1項により、個人県民税の賦課徴収は市町村が個人市町民税と併せて行うこととされている）。これが、個人県民税にかかる福井県としての問題である。

[平成24年度県税未収金内訳]





## (2) 福井県地方税滞納整理機構の実績

その個人県民税の徴収を目的として、平成 21 年度から活動しているのが福井県地方税滞納整理機構である。福井県地方税滞納整理機構は、県税未収金最大の課題である個人県民税（県税未収金の 79%は個人県民税）対策のため、県内の各市町と協力して滞納債権の徴収を行う組織であり、県の職員と各市町の職員とで構成されている。

福井県はこの福井県地方税滞納整理機構を通じて、本来は直接取り組めない個人県民税対策（地方税法第 41 条第 1 項により、個人県民税の賦課徴収は市町村が個人市町民税と併せて行うこととされている）を平成 21 年度から進めている。福井県地方税滞納整理機構の実績は簡単に言えば表のようなものであるが、その成果はかなり大きかったといえる。

[滞納整理機構の徴収実績等（平成 21 年度～平成 24 年度）]

区分	引受額	収入額	収入率	分納等による今後の収入見込額	収入見込達成時の収入率
福井・奥越地区	635,247 千円	206,978 千円	32.6%	231,005 千円	68.9%
坂井・高志地区	1,038,344 千円	329,226 千円	31.7%	377,911 千円	68.1%
丹南地区	944,552 千円	275,726 千円	29.2%	310,228 千円	62.0%
嶺南地区	974,740 千円	389,501 千円	40.0%	328,837 千円	73.7%
合計	3,592,883 千円	1,201,431 千円	33.4%	1,247,981 千円	68.2%

※ 引受額、収入額はいずれも滞繰分+現年分の金額

福井県地方税滞納整理機構は各市町より当該市町単独では回収が困難と見られる案件を引き受けて回収に取り組んできているが、分納等による今後の収入見込額も含めると、整理機構の実績は引受金額のおよそ 7 割にも上る。各市町の税務課が「難しすぎてダメだ」と判断した滞納債権の 7 割について回収（および分納成約）にこぎつけているのは、目覚ましい成果と言ってよいであろう。

## (3) 外部監査の考え

福井県地方税滞納整理機構の成果は「福井県が現在直面している（もしくは将来直面する）困難な事態に対しては、ある程度の専門性が効果を発揮するはずである。」という外部監査の見立てを証明している一例といえる。福井県地方税滞納整理機構が引き受ける案件は、市 80 件、町 40 件を目安にしているが、個人住民税（個人県民税+個人市町村民税）滞納の金額の重要性を考えれば、この福井県地方税滞納整理機構についてももう少し強化して、引受案件を増加させることも検討するとよいであろう。もちろん、市町が丸投げしてくるようになってはいけないので、引き受ける案件の審査と市町における債権回収能力の向上を図っていくことはその前提となる。

- ・現在、個人県民税の未収残高は多額となっている。成果をあげている福井県地方税滞納整理機構についても強化の方向性がよいであろう。

#### 4. 成果を上げている所管課における手法の分析について（意見）

外部監査としては、先に述べたように、債権管理を各所管課が行うことを基本とするも（第一段階）、専門部署での管理が有利と判断できるものは債権管理セクションでの管理に切り替える（第二段階）ことを提唱しているが、第一段階においても、改善できることはあると考えている。それはノウハウの共有である。

監査手続の中でも、関係資料、特に債務者との交渉記録を閲覧すると、福井県庁の各所管課間に、債権回収業務の質の違いが認められることがある。例えば、警察本部交通部交通規制課や警察本部刑事部刑事企画課の債権回収業務には、調査能力や説得力など、本来業務に必要な要素が、そのまま債権回収業務にも反映した質の高いものになっているし、建築住宅課は、それまでより、債務者に順規性を求める姿勢を強く打ち出し、その姿勢を手法として具体化した結果、平成 23 年度以降、未収債権を大きく減少させている。各所管課の行政機関としての役割と未収債権が発生してくる要素が異なっているので、債権管理業務への方向性や手法の違いは、ある程度仕方がないのかもしれないが、これは結果にも当然影響してくる。ある所管課で成果を上げている方向性や手法が、他の所管課でもそのまま使えるとは限らないが、福井県としては、一度分析して見るべきである。

- ・成果を上げている所管課の手法については、他で応用できないか分析すべき

#### 5. 発生頻度が少なく金額的重要性の小さい債権への対応（意見）

所管課によっては、たまたま発生した未収債権について、その後何年間も回収のための努力を強いられているところもある。しかもそれらの債権額は 10 万円以下等、金額的重要性が小さいことが多い。こういったものについては、全額が回収されたとしても、回収コストの累計は回収額を大きく上回る結果となることは明らかである。しかも、当該所管課にとっては、本来予定していないイレギュラーな業務となり、本来業務への影響も比較的大きい。繰り返し述べているとおり、行政組織の債権管理は公平性を第一とすべきであるが、無制限にコストをかけてよいものではない。福井県として、ある程度のガイドラインを定めて、最低限度の追求は行う一方、債権回収に過度のコストと時間を費やすことなく、規則に従って処理を進めることがよいのではないか。この場合、所管課としてどこまでの努力をしなければならないのかについての判断を助ける機関としても、債権管理セクショ

ンは有用である。

- ・金額的重要性の小さい債権への対応については、過度のコストをかけないように、ガイドラインを定めるのがよい。

## 第3章 総論 4 負債

### 1. 各論のまとめ

負債の各論では貸借対照表に計上されている負債を科目区別にそれぞれ個別に検討し、次に負債に計上されていない注記事項について検討している。なお、監査結果は以下の通りである。

各論 No	各論	意見	指摘
4-1-1	地方債	1	0
4-1-2	未払金	1	0
4-2-1	回収不能見込額（貸倒引当金）について	4	2
4-2-2	賞与引当金	1	0
4-2-3	退職手当引当金	1	0
4-3	債務保証又は損失補償	2	0
4-4-1	県の支援が見込まれる団体の債務	1	0
4-4-2	資産除去債務	2	1

### 2. 福井県における地方債の残高水準について

福井県にとっての借金である地方債の残高は県民にとっても重要な関心事である。地方債の残高の推移及び一人当たり残高の推移は以下の通りである。

[期末残高推移]

単位：千円

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	839,067,847	869,043,860	894,914,153	897,539,650	894,521,681
うち地方交付税※1	539,441,421	531,007,139	562,218,056	574,339,716	589,282,059
差引	299,626,426	338,036,721	332,696,097	323,199,934	305,239,622
人口※2	809,414 人	805,772 人	803,599 人	800,097 人	795,421 人
一人当たり残高	1,037	1,079	1,114	1,122	1,125

※1：償還時に地方交付税算定の基礎に含まれることが見込まれている金額。

※2：人口については、年度末翌日の4月1日のデータを利用している。

福井県では、地方債の早期償還に努めており、その残高は平成 24 年度に減少に転じている。また、償還時に地方交付税の算定基礎とならない地方債の残高はさらに前倒しで平成 22 年度より減少している。これらの事実が県が真剣に行財政改革に取り組んでいる成果であると言ってよい。債務を早期償還すると悪化する実質公債費比率が全国で 41 位である一方、債務償還が進めば改善する将来負担比率が北陸三県では最もよく、全国でも 16 位というのもその成果のあらわれである。

・福井県の地方債残高は減少傾向にあり将来負担比率も全国で16位と良好である。早期償還方針の効果が表れている。

### 3. 未収金の回収可能性の判断と貸借対照表への回収不能見込額の計上（意見）

福井県では、未収金に対して長期延滞債権に対するものも含め 492,450 千円回収不能見込額を計上している。これはそれぞれの所管課にて判断して計上しているものである。そのため、未収金の所管課によって回収不能見込額の計上方針が異なっている。結果として実際には回収不能見込額を計上した以外の未収金でも、その回収可能性を検討すれば明らかに回収可能性が低いと判断される債権がある。

民間の企業であれば、債権の回収可能性は一時的には現場担当者が判断するが、最終的には担当部署とは異なる部署によって、その判断の妥当性が検証されることが一般的である。福井県においても、貸借対照表作成部署である財務企画課、会計担当部局である会計局などが検証を実施すべきである。

・債権の所管課が回収不能見込額を算定し、当該部署以外の部署が、回収不能見込額を検証すべき。

### 4. 引当金の計上方法について（意見）

福井県では、平成24年度末において引当金として賞与引当金、退職手当引当金を計上している。その計上額の推移は以下の通りである。

[期末残高推移]

単位：千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
賞与引当金	6,737,752	6,624,573	6,326,735	6,227,193	6,176,657
退職手当引当金	140,168,231	139,067,052	136,669,857	136,890,319	133,567,164
退職手当引当金	127,968,231	125,867,052	124,169,857	125,090,319	123,667,164
翌年度支払予定	12,200,000	13,200,000	12,500,000	11,800,000	9,900,000

引当金は、複式簿記の考え方から計上が要求されるものであり、福井県を含め地方公共団体の会計からは最も離れた会計処理であると言ってよいであろう。そういう、意味では、一番ミスが生じやすいと言える。また、引当金は見積りの要素を含むため、その計上額の算定には恣意性を生じやすい。そのため、企業会計では特に注意を要する項目とされている。

賞与引当金について、引当金の算定対象となる人員数について期末職員数への調整を実施していなかった。企業会計では、人員数での調整も実施することが一般的であるし、外部監査としても人員数の調整も行うべきであると考えている。なお、職員数に極端な増減

は見られないため、金額的影響額は僅少であると考えられる。その他、賞与引当金の算定方法および計算基礎について問題はなかった。

簡便法の適用について

退職手当引当金について、算定方法および計算基礎について問題はなかった。企業会計において退職給付引当金の算定方法について、小規模な企業のみ簡便法が認められているが、福井県では簡便法を採用している。簡便法のメリットは複雑な計算をかけなくてもよいという点であり、デメリットは、退職金の支給額の計算方法によっては過少に退職給付債務が算定されてしまうことである。財務 4 表の重要性が今後高くなれば原則的な方法の適用が必要となる可能性もあるが、現時点では簡便法の適用が合理的である。

・引当金の算定方法及び算定基礎について、現時点で問題はないが、退職手当引当金について、簡便法にデメリットもあること、および原則的な算定方法が将来必要となる可能性もあることを把握し、担当者が変わっても共通認識を持つておく必要がある。

## 5. 債務保証又は損失補償の開示について（意見）

債務保証又は損失補償については、負債として計上されていないものの将来何らかの負担を生じる可能性があり重要であるため、財務諸表への注記により開示されている。その残高推移は以下の通りである。

[期末残高推移]

単位：千円

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	154,774,458	142,442,122	139,447,000	129,125,980	126,286,361

債務保証又は損失補償残高について、毎年残高が減少しているもののその金額は 1,262 億円と途方もない金額となっている。これは、注記されている金額が「債務保証又は損失補償の限度額もしくは限度額累計額」となっているためである。「限度額」と「限度額累計額」が混在していると、貸借対照表の利用者である県民の誤解を生じる可能性がある。外部監査としては「期末に損失補償を履行した場合に必要となる損失補填金額」による開示が企業会計では一般的であり、妥当であると考えている。

・債務保証又は損失補償の財務諸表への注記額は 126,286 百万円と多額であるが、「期末に損失補償を履行した場合に必要となる損失補填金額」での開示がより望ましい。当該方法によれば債務保証又は損失補償の金額は 20,941 百万円となる。

債務保証又は損失補償のうち大部分は公益社団法人ふくい農林水産支援センターの旧林業公社に対するものである。同法人の財務内容は形式的には問題はないが、多額の負債を有している状況にある。そのため、福井県では、債務処理を優先し、これ以上債務が累増することを防ぐことが、将来負担を抑える最善の方法であると判断し、平成 25 年度中に県営化する方針である。そのため、平成 25 年度末時点で、公益社団法人ふくい農林水産支援センターの分収造林事業に対する貸付金から債権放棄による会計上の損失が、損失補償から債務引受がそれぞれ発生する見込みとなった。このような事実の発生に対して平成 24 年度の財務諸表においても、なんらかの情報開示が必要だったのではないかとというのが外部監査の意見である。なお、実際には同報告書を始め、さまざまな形で公益社団法人ふくい農林水産支援センターの分収造林事業に関する情報は開示されており、情報開示全体として考えれば問題ないと判断している。あくまで、財務諸表上の情報開示としてという意味である。

・債務保証又は損失補償のうち公益社団法人ふくい農林水産支援センターに対するものについて、平成 24 年度の財務諸表上にも何らかの開示があった方が良い。例えば、財務諸表に計上されている公益社団法人ふくい農林水産支援センターに対する貸付金や注記されている損失補償について、具体的な金額は算定できないものの、将来なんらかの負担が生じる可能性があるという事実を開示する方法でもよいであろう。

## 6. 負債の網羅性の確保と内部統制について（意見）

福井県をはじめとする地方公共団体にとって、会計とは原則的に地方自治法及び財務規則に定められているものがすべてである。その中では、現金主義会計が採用されており、複式簿記の考え方は採用されていない。

貸借対照表項目の中で負債は複式簿記と密接に関連する項目である。もちろん、資産勘定も複式簿記でなければ計上されないが、財産目録という形で資産を把握する制度が現金主義会計でも存在しており、資産は比較的なじみやすい。一方負債は、借入金である地方債を除けば、非常にわかりづらい項目が多い。

企業会計では、負債は「網羅性」が重要とされる。それは、負債は形があるものではなく目に見えないため、網羅性を確保することが困難であることと、負債を意図的に除外することで利益を過大に計上することが可能であるためである。これは県においても同じと言える。この「網羅性」の確保が会計では一番難しい問題である。「ある」ことを確認することよりも「他にない」ことを確認することは難しい。

負債の「網羅性」を確保するためには、財務報告目的の内部統制組織を構築し適切に運用する必要があるというのが企業会計の考え方である。すなわち、負債として認識する必要があるかもしれない事実に対して、会計報告を担当する部署へ迅速に情報が伝達され、かつ、当該伝達に誤謬や漏れがないかについて部署内でチェックされている体制が必要となる。これがなければ、負債の網羅性を確認することは不可能である。

県では現在、土壌汚染や廃棄物処理による将来負担はないと把握しており、外部監査でもそのような事実は確認できなかった。しかし、財務報告目的の内部統制が十分機能しているとは言えないというのが素直な感想である。財務 4 表の作成自体の重要性が高くないというのがその原因であると言えるが、今後複式簿記の導入を見据えて、財務報告目的の内部統制を強化していく必要があるというのが外部監査の意見であり、そのためには事務職員に対する会計教育の底上げが必要であろう。現在は、財務 4 表作成にかかわっている一部の職員のみ、企業会計に詳しいという状況であると見受けられる。

- ・ 将来の複式簿記導入に備え、財務報告目的の内部統制を構築しておく必要がある。また、内部統制の適切な運用のために、事務職員に対する会計教育の底上げが必要である。